

一般社団法人大阪府環境水質指導協会会長 様

大阪府健康医療部環境衛生課長
(公 印 省 略)

「八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」公布に伴う
大阪府浄化槽保守点検業登録業者の取扱いについて（通知）

日頃より本府浄化槽行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、八尾市の中核市移行による標記条例の公布に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の対象区域から八尾市域を除外することとなりますのでお知らせします。

なお、必要な手続き等については下記のとおり取扱うこととなりますので、ご注意ください。

つきましては、貴協会員への周知についてご協力をお願いします。

記

「八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」施行日の平成 30 年 4 月 1 日から、八尾市域を営業区域とする知事登録業者は大阪府登録有効期間内に限り八尾市長登録業者としてみなす。

1 八尾市域を営業区域として登録している方

大阪府登録有効期間内に限り、八尾市長登録業者とみなされます。その際の手続きは不要です。

- ※ 平成 30 年 4 月 1 日以降、変更届出事項等が生じた場合は、大阪府に加え八尾市への変更届等が必要です。
- ※ 府登録有効期間満了後に引き続き八尾市域で営業を行う場合は、八尾市への新規登録申請が必要です。なお、引き続き大阪府所管区域で営業を行う場合も、大阪府への再登録申請が併せて必要です。

2 今後新たに八尾市域の営業を予定されている方

平成 30 年 3 月末日までに八尾市を営業区域とする変更届出があれば、大阪府登録有効期間内に限り、八尾市長登録業者としてみなされます。

- ※ 平成 30 年 4 月 1 日以降、八尾市を営業区域とする場合は大阪府への変更届ではなく、八尾市への新規登録申請が必要ですのでご注意ください。

お問い合わせ
大阪府健康医療部環境衛生課生活衛生グループ
(事業指導担当) 井上、佐藤
TEL : 06-6944-9180 (ダイヤルイン)
FAX : 06-6944-6707